

居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業

株式会社亀右衛門運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社亀右衛門（以下「事業者」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者（厚生労働大臣が定めるもの）（以下「居宅介護員など」という。）が、障害者（児）に対し、障害者総合支援法に基づき、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
2 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 株式会社亀右衛門
- 二 所在地 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目35番1号 三軒茶屋ゴーレデンビル 203

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 3名
サービス提供責任者は事業所に対する指定居宅介護・重度訪問介護の利用の申し込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。
- 三 居宅介護員等 17名

居宅介護員等は、障害者（児）の居宅介護・重度訪問介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間、サービスの提供）

第5条 事業所の営業日、及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日 ただし12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365日、24時間おこなう。

（指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について）

第6条 提供内容は、つぎのとおりとする。

- 一 居宅介護
身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護等
家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事
 - 二 重度訪問介護
重度の肢体不自由者等であって常時介護を有するものに対して、居宅において入浴、排せつ及び食事の介護、見守り、調理、洗濯及び掃除等の家事、移動介護等を総合的に行う。
 - 三 指定同行援護
視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者に対する、外出時に同行して行う移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の利用者の外出時に必要な援助
- 2 指定居宅介護等サービスを提供場合の利用料額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額の負担上限額の範囲内とする。
 - 3 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自転車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。利用者宅間の概ねの移動時間を5分単位でカウントし月末に集計し、5分以下切捨て、10分以上切り上げとす

る。金額は労働基準法に基づき 15 分単位で請求するものとする。

- 4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名、捺印）を受けることとする。

（事業の主たる対象者）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

- 居宅介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）
知的障害者（18歳未満の者を除く）
障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者）
精神障害者（18歳未満の者を除く）
難病等対象者（18歳未満の者を除く）
- 重度訪問介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）
知的障害者（18歳未満の者を除く）
精神障害者（18歳未満の者を除く）
難病等対象者（18歳未満の者を除く）
- 同行援護：身体障害者
難病等対象者
障害児

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、世田谷区、目黒区、渋谷区とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第9条 居宅介護員等は居宅介護のサービスの提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
- 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第10条 指定居宅介護等事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- 二 繼続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族との秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止の為の措置)

第11条 指定居宅介護等事業所は利用者の人格を尊重するサービスに努め、虐待（経済的、性的、心理的、介護「世話の放棄、放任、身体的」などを含む）の発生予防又早期発見に全力をつくし、相談、支援、アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援を講ずる。

- 一 介護サービスの利用による介護負担の軽減
 - 二 地域住民、民生委員、定期的な事業所の訪問
 - 三 高齢者問題の相談機関の活用
 - 四 市町村、警察関係機関との連帯を強化
-
- 2 第11条について居宅訪問介護員は虐待を未然に防ぐため積極的なアプローチをすることとする。不審な点を発見したら、速やかに管理者に報告しなければならない。
 - 3 虐待防止対応責任者に岩間 愛子を選任することとする。
 - 4 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う
 - 5 苦情解決体制を整備する。
 - 6 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年1回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
 - 7 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。等を記載する。

(感染症対策に関する事項)

第12条 指定居宅介護等事業所は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討す

- る委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

- 第13条 指定居宅介護事業所は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定居宅介護事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第14条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(身体拘束等の禁止)

- 第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講ずる。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

附則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

平成19年2月1日追加

平成24年8月1日変更

平成26年4月1日変更

平成28年1月18日変更

平成28年4月1日変更

平成28年5月15日変更

平成28年9月1日変更

平成29年7月1日変更

平成29年9月6日変更（実地指導済）

平成29年10月1日変更

平成29年12月1日変更

平成30年4月1日変更

平成30年5月14日変更

平成31年4月1日変更

令和2年9月1日変更

令和3年4月1日変更

令和4年4月1日変更

令和5年4月1日変更

令和6年3月1日変更

令和6年4月1日変更

令和6年9月1日変更

令和7年1月1日変更

令和7年11月1日変更

別紙

1. 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

介護給付サービスに要した費用の原則として1割をご負担いただきます。月額負担上限額については、各区市町村長が定めた額です。但し、支給量の範囲を超えた利用料金は、全額自己負担となります。

※居宅介護サービス（基本料金） 1級地 23区 11.2%

サービス内容略称	サービス時間	単位数	給付金額 (1円未満切捨て)	保険請求額	利用者負担 (10%) (1円未満切捨て)
身体 0.5	30分未満	256	2,867	2,581	286
身体 1.0	30分～1時間未満	404	4,524	4,072	452
身体 1.5	1時間～1時間30分未満	587	6,574	5,917	657
身体 2.0	1時間30分～2時間未満	669	7,492	6,743	749
家事 0.5	30分未満	106	1,182	1,069	118
家事 0.75	30分～45分未満	153	1,713	1,542	171
家事 1.0	45分～1時間未満	197	2,206	1,986	220
家事 1.25	1時間～1時間15分未満	239	2,676	2,409	267
家事 1.5	1時間15分～1時間30分未満	275	3,080	2,772	308

※重度訪問介護サービス（基本料金） 1級地 23区 11.2%

サービス内容略称	サービス時間	単位数	給付金額 (1円未満切捨て)	保険請求額	利用者負担 (10%) (1円未満切捨て)
重訪 I 1.0	1時間未満	186	2,083	1,875	208
重訪 I 1.5	1時間～1時間30分未満	277	3,102	2,792	310
重訪 I 2.0	1時間30分～2時間未満	369	4,132	3,719	413
重訪 I 2.5	2時間～2時間30分未満	461	5,163	4,647	516
重訪 I 3.0	2時間30分～3時間	553	6,193	5,574	619
重訪 I 3.5	3時間～3時間30分未満	644	7,212	6,491	721
重訪 I 4.0	3時間30分～4時間未満	736	8,243	7,419	824

- ・ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- ・ 表の料金設定の基本となる時間は実際のサービス提供時間ではなく、利用者の介護計画に定められた目安の時間を基準とします。

- ・ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※その他の加算料金

- ① 居宅介護・重度訪問介護 緊急時対応加算 1,120円（112円）/1回につき
 - ・ 利用者又はその家族から要請を受け、緊急対応の必要性を判断し、24時間以内に介護計画上に位置付けられていない、身体介護中心の居宅介護（重度訪問介護）を提供した場合にいただきます。
- ② 居宅介護・重度訪問介護 初回加算 2,240円（224円）/月
 - ・ 利用者が過去二月に居宅介護（重度訪問介護・同行援護）の提供を受けておらず、サービス提供責任者が、新規に介護計画を作成し、同行又はサービス提供した場合にいただきます。
- ③ 居宅介護・重度訪問介護 利用者負担上減額管理加算 1,680円（168円）/月
 - ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合、いただきます。
- ④ 福祉専門職員等連携加算 6,316円（631円）/月
 - ・ サービス提供責任者に関する障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の評価を共同して行った場合、頂きます、
- ⑤ 移動介護加算… 1時間未満 1,120円（112円）

(1回あたり)	1時間以上 1時間30分未満 1,400円（140円）
	1時間30分以上 2時間未満 1,680円（168円）
	2時間以上 2時間30分未満 1,960円（196円）
	2時間30分以上 3時間未満 2,240円（224円）
	3時間以上 2,800円（280円）

⑤福祉・介護職員処遇改善加算

居宅介護	福祉・介護職員等処遇改善加算（I）1か月の居宅介護の総単位数×41.7%
重度訪問介護	福祉・介護職員等処遇改善加算（I）1か月の重度訪問介護の総単位数×34.3%

（2）交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、サービス従事者が訪問するための交通費（鉄道・バス等）の実費が必要となります。また、障害者総合支援法適用外サービスと併用の場合も実費が必要となります。なお、当社所有の車両を使用した場合は、1km毎に100円（消費税別）をいただきます。その場合の距離の算出は、当該事業所と利用者宅の直線距離とします。交通費がかかる場合は、【契約書別紙】にて説明した上で同意をいただきます。

（3）キャンセル料

居宅介護においては、急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

電話 03-5431-3911 FAX03-5431-3922

メールアドレス（PC）houmon@kameemon.co.jp

時間外、緊急時は転送電話にて対応致します。

サービス実施日の前営業日の午後 5 時までに ご連絡をいただいた場合※（土日・12/30～1/3 は休業日）	無 料
ご連絡が遅れた場合または、ご連絡をいただ かなかつた場合	障害者総合支援法にて定める料金の 100%+消費税

※土日・12/30～1/3 は休業日のため、休業日を除いた前日午後 5 時までにご連絡下さい。それ以降はキャンセル料を頂きますのでご注意下さい。（例：月曜日のキャンセルは金曜日の午後 5 時まで）

（4）その他

- ① 利用者等は、サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気等を含む）を無償で提供し、サービス従事者が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾します。
- ② 利用者等は、交通費（通院・買い物などの際、交通機関を利用した場合）の実費を負担します。
- ③ 利用料金のお支払い方法

毎月、20 日頃までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。

お支払い方法は、次のいずれかの方法によりお支払をお願いします。

 - a) 自動口座引落し（ご指定の金融機関の口座から月 1 回引落とします。）引き落とし日 27 日
 - b) 振込（25 日までに利用者がお振込願います。手数料は、利用者負担となります。）
- ④ 利用者に関する居宅介護提供記録の複写物の交付を希望される場合は、その実費相当をご負担いただきます。